

岡山県における公立中学校の創設経緯

中国地方における新制中学校の創設経緯に関する研究その2

公立 中学校 創設
地方自治

准会員 ○阿部 聖彦*
正会員 牛島 朗**
正会員 中園 真人***

1. はじめに

本研究では、戦後の新制中学校創設時の状況にどのように中学校が創設されたのかを明らかにすることを目的とする。

新制中学校の創設の経緯は第二次世界大戦後の昭和 20 年に遡る。戦後の日本では、GHQ よりアメリカ教育使節団が派遣され、教育から一切の軍国主義及び極端な国家主義を排除し、民主的な国とそれにふさわしい新しい教育方式を樹立し導入することに力が注がれた。これを米国教育団報告書と言い、これと合わせ 1947 年に学校教育法と教育基本法が同時に制定された。学校教育法とは「中学校は小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中東普通教育を施すことを目的とする。」もので、教育基本法は、普通教育を受けさせる義務を負わせるものである。これによって、小学校は 6 年、中学校と高等学校は各 3 年、大学は 4 年を修業年限とする 6・3・3・4 制の学校体系が確立された。このうち小学校・中学校の 9 ヶ年を義務教育とし、公立においては授業料を無償とされた。

2. 中学校の創設経緯

まず、中国地方 5 県における公立中学校の生徒数・学校数推移の状況を図 2 に示す。左側に中学校数推移、右側に時期区分毎の学校数増減率を示す。1949 年時点の創設数を見ると、岡山県は 250 校程度で中国 5 県の中で二番目に多い。

時期別に見ると、I 期は昭和の町村合併により中学校の統合が多く行われている。II 期になると 1973 年に「公立小・中学校の統廃合について」が文部省から通達され、統合が減少傾向に転じた。III 期には減少傾向にあった増減率が岡山・広島・山口県で増加に転じている。IV 期は変動が少なく、V 期では平成の町村合併が行われ、中学校が統合され学校数は減少傾向を示す。

I 期から V 期の全体の増減率では、岡山・山口・鳥取県は-40%でほぼ同じである。

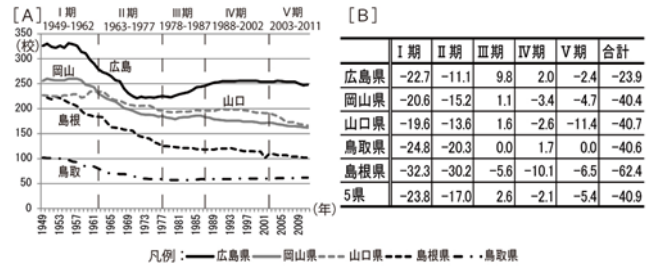


図1 中国地方の [A] 中学校数推移・[B] 各期中学校数増減率

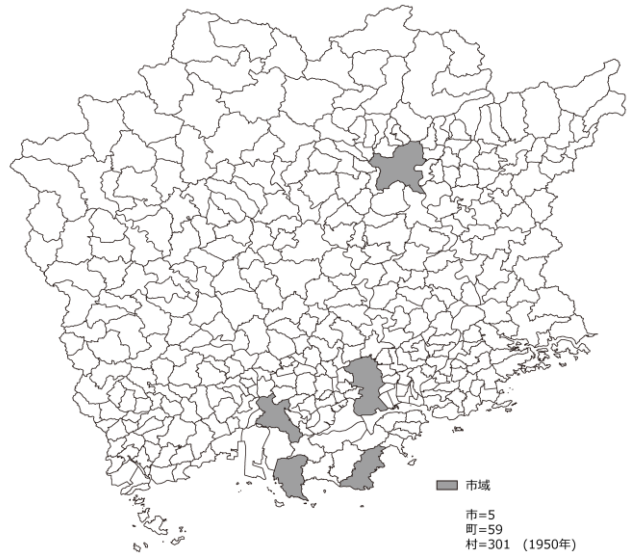


図2 戦後の自治体(1950)

2-1 自治体数と人口・面積

1950 年の岡山県の市町村区分を図 2 に示す。1950 年には 5 市 59 町 301 村となり、およそ 50 年間に約 19%減少したものの、市町村数は多く合併が円滑に進んだとはいえない。また、1947 年時点の岡山県の自治体面積・人口平均 19 ㎢・4,400 人、広島県の自治体面積・人口平均は 24 ㎢・6,100 人であり、山口県の自治体平均面積・人口は 35 ㎢・8,700 人であった。この 3 県を比較すると岡山県と広島県は小規模な自治体が多いことになる。このように、岡山県では尋常小学校の設置単位だった明治期と大差のない小規模自治体を基本に中学校を設立する必要があり、複数の小規模自治体による組合立中学校設立の推奨を始めとして、様々な困難に直面する

表 1 創設期の自治体別学校数 (1950)

	設立に参加した自治体	設立校数					小計	
		1	2	3	4	9	自治体数	学校数
単独校	1	112(112)	4(8)	2(6)	2(8)	1(9)	121	143
単独校+分校	1		8(16)	1(3)			9	19
組合立校	2	80(40)					80	40[40]
	3	75(25)	3(2)				78	27[27]
	4	36(9)	4(2)				40	11[11]
	6	6(1)					6	1[1]
	8		8(2)				8	2[2]
組合立校+分校	2		4(4)				4	4[2]
	3			3(3)			3	3[1]
	4		4(2)				4	2[1]
8		8(2)				8	2[1]	
小計		309(187)	43(38)	4(12)	2(8)	1(9)	361	254[86]

注) ()内の数値は中学校数を示す

注) []内の数値は組合立数を示す

新制中学校の設置方針

設置方針を次のように定めた。
 (一) 学生の規模は、地域社会の実情に即して六学級以上二十学級以下を標準とする
 (二) 通学距離は、片道六キロメートル程度をもつて限定とする。
 (三) 一項の学校規模に適合させるため、できるだけ組合立中学校数を設置するよう指導する。
 (四) 校舎は独立建築を原則とする。
 (五) 男女共学制を完全に実施する。
 この設置に対する指導方針を、昭和二十二年一月、県下各教育関係者に公表した。岡山各地方事務所長、教育課長、市町村長、青年学校長、小学校等へ徹底を図ると共に、十分なる連絡のもとにその実施について協力求めた。

図 4 新制中学校の設置方針

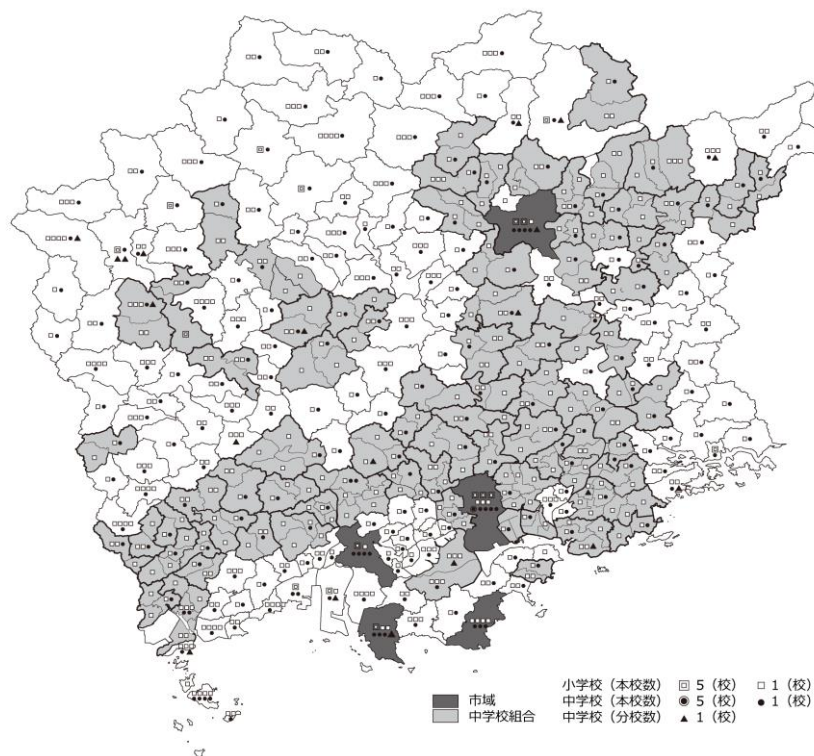


図 3 創設期の小中学校分布図 (1950)

ことになる。

2-2 中学校の創設

新制中学校制度の実施のために岡山県では 1947 年に県教育委員会「新制中学校の設置方針」が決定した。大要としては、男女共学・6 学級以上 20 学級以下を標準・分校は止むを得ない場合のみ設けることにするなど、できるだけ組合立中学校設置するよう指導することを方針としていた。1950 年時点で岡山県の中学校数は 86 校の組合立を成立することになる。

次に表 1 では創設期の自治体別学校数を示す。単独校+分校とは自治体内に組合立校と分校をもうけているものを指す。岡山県が教育の均等と中学校教育の充実を目指して小規模の学校分校を避けてできる限り組合立を勧奨していたことは前述の通りであるが、その結果 254 校中単独校は 168 校、組合立校は 86 校と市町村組合立の中学校数は全体の約 34%を占めている。

2-3 創設期の学校数と生徒数

創設期の中学校分布図を図 3 に示す。組合立中学校を設立した自治体は比較的面積が狭い特徴を有す。中には面積が広い自治体もあるが、町立と組合立の複数校を設立しているものはなく、分校を設けている。だがこの分校数は少なく、組合立の分校数だけをみると 11 校しかない。これは「新制中学校数の設置方針」に定められた「分校は真に止むを得ない場合設けること」に従ったものであろう。その他は各自自治体ごとに単独校を有している。

2-4 組合立校を構成する自治体とその他の人口規模比較
 次に創設期の中学校の生徒数別学校数を表 2 に示す。単独校については、戦後間もない新制中学校創設期には小規模校が多いという課題を抱えていた。全体的には 201-300 人規模の中学校が最も多く、次いで 101-200 人の順である。単独校は生徒数規模 0-100 人の中学校が 4 校、101-200 人の中学校が 28 校、201-300 人規模が 52 校と、単独で開校されたものの生徒数は小規模な学校が多く、平均生徒数は 313 人である。市町部では 800 人以上の生徒数規模の中学校もあるが、郡部では殆どが 400 人以下である。岡山県北部で単独で中学校を設立した自治体は、南部の自治体より面積が広く、通学距離は片道 6 km 程度に限定しなければならない問題があるため組合立の創設が困難な状況にあったものと推測される。これに対し組合立中学校は、生徒数規模が 101-200 人の中学校が 4 校、201-300 人の中学校も 11 校、301-400 人の中学校も 13 校のみで、401-500 人規模の中学校が多く、単独校とは対照的な状況を示し、平均生徒数は 521 人である。

岡山県の新制中学校の設置方針では「六学級以上二十学級以下を標準」とし、300 以上人を満足する組合立中学校は 1950 年時点で 86 校中 71 校(82.6%)と組合立を設置の校数が多い中で、設立された組合立は概ね方針に沿っていることがわかる。一部生徒数規模 300 人以下の中学校があるものの、生徒数規模は 300 人から 1,000 人の中学校が多い。岡山県では小規模自治体が多く、生徒数確保の点で自治体単位での中学校創設が困難で、県の方針を満たすよう組合立による中学校を創設し学校の適正規模確保を目指していたものと考えられる。

表2 生徒数別学校数(1950)

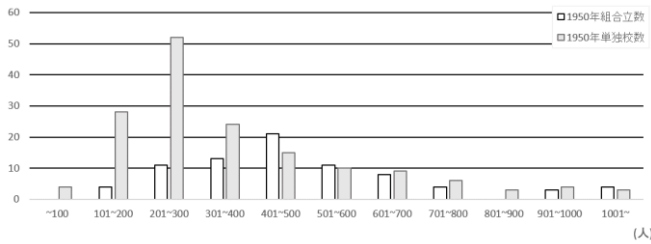


表3 校舎状況(1950)

	転用校舎数	併設・間借り校舎数	転用+間借り	新築	小計
小学校	1	17			18
青年学校	3	1			4
高等科					
公用建築			1		1
独立校舎				162	162
小学校+青年学校		3	1		4
小学校+高等科					0
不明					50
小計	4	22	1	162	239

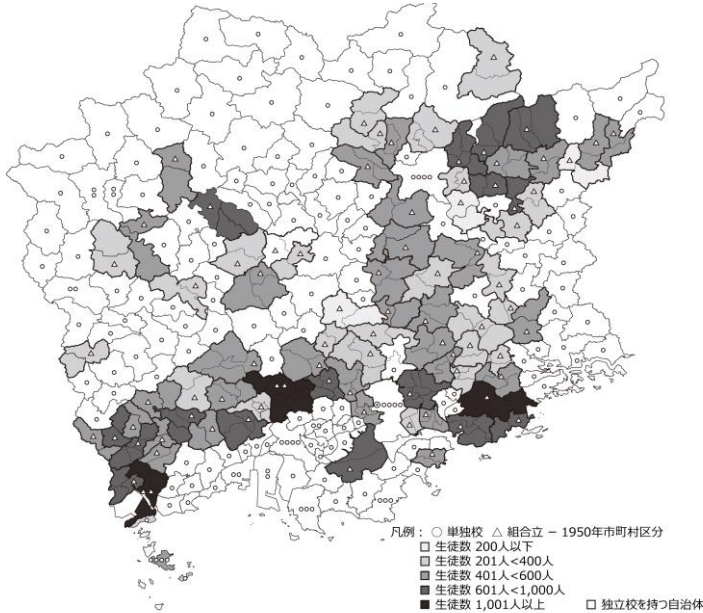


図5 生徒数規模分布図 組合立

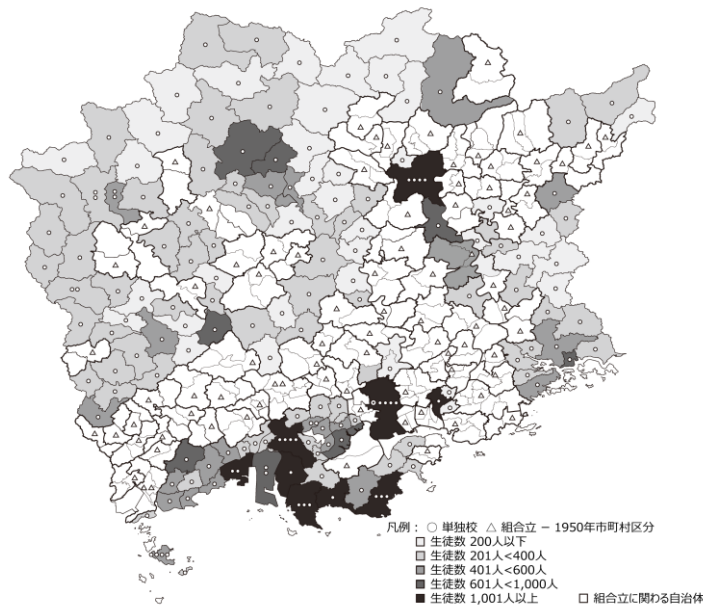
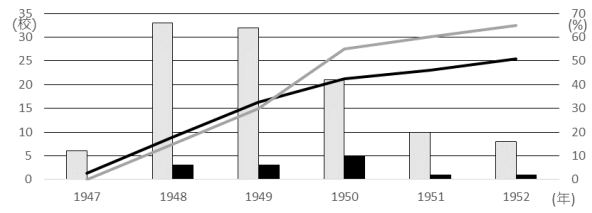


図6 生徒数規模分布図 単独校



注) 本図における校舎数および新築率に関する資料の補填率は65%である

図7 郡部と市部の年代別校舎新築数

2-5 創設当初の校舎の確保と新築に向けた自治体の対応

1946年の教育刷新委員会の中で新制中学校は「独立校舎とすること」という方針が示されていたが、当時の地方財政は逼迫し物資も不足し、開校までの準備期間も短かったことから、新たに独立校舎を確保することは困難な状況であった。1950年の岡山県内の校舎の状況を表3に示す。当時の全239校の中で独立校舎新築は162校で、戦前より使用されていた小学校を間借りもしくは転用した中学校が18校となっている。その他にも小学校と旧青年学校の両方を間借りし分散開校したものや他の複数の施設(倉庫・工場・教員住宅等)の間借りもあり、各自治体で施設確保のために様々な工夫が試みられた。

開校当時、間借りや転用によって校舎を確保していた状況から、その後は専用校舎の建築が各自治体で進められた。新築校舎数を郡部と市部に区別し、1947年から1952年まで示したのが図7である。1947年の新築・新築移転は郡部で6校が見られる。1948年からは多くの新築が行われるようになり、郡部・市部共に1950年には50%近く中学校が新築を行っている。尚、当初の建替え段階ではRC造校舎はなく、木造校舎が中心であった。

3. 昭和の町村合併

新制中学校の創設以後、僅か6年後には昭和の町村合併により大規模な自治体再編が始まり、これに伴い中学校の統合が進められた。そこで本章では先ず町村合併の経緯について分析を行う。

岡山県では町村合併促進法施行前年(1952年7月)に、各市町村長に対し県知事名により市町村合併の勧告を行な

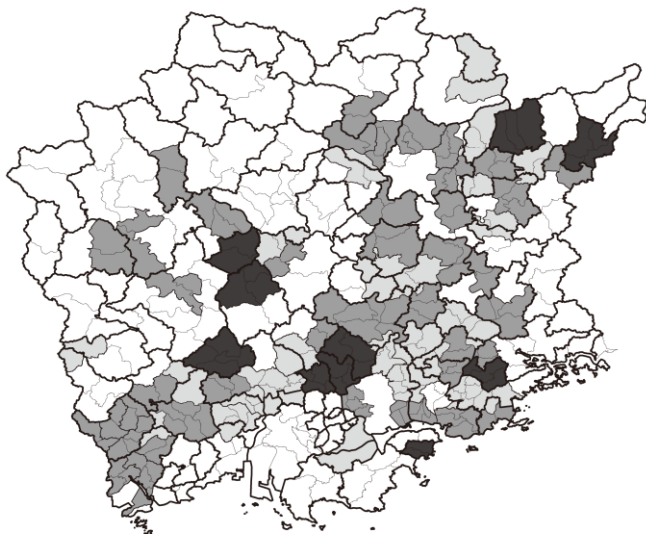


図8 合併区域と組合立区域の関係

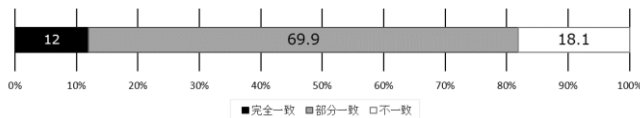


図9 合併区域と組合立区域の一致率

っている。合併線とかつて自治体で作られた組合立の境界線の関係を図8、その一致率を図9に示す。

合併線と組合立の自治体範囲が完全に一致している例は12%と少なく、組合立設立自治体より合併線の方が広い自治体が約70%と多い。また組合立自治体間を分断して新たな自治体を設立している例も約18%あり、市町村合併後の中学校の維持・管理の課題が各自自治体で生じていたといえる。

4. まとめ

岡山県の戦後の新制中学校の創設状況について分析を行ってきたが、得られた知見は以下の通りである。①中学校の急速な整備が要求されたが、戦後建築資材の不足と技術の低下、また、各自自治体が小規模であったため単独校を創設するのが困難であった。②小規模自治体を基本に中学校を設立する必要があり、複数の小規模自治体による組合立中学校を設立が推奨された。分校は止むを得ない場合のみ設けられた。③単独校は生徒数201-300人規模が多いのに対し、組合立中学校は301-600人規模の中学校が多い。④新制中学校の創設は戦後すぐの出来事であったため、どの自治体も財政困難の為、独立校舎を造れず小学校等の間借りをする自治体がほとんどであ

った。⑤合併線と組合立の自治体範囲が完全に一致している例は少なく、組合立設立自治体より合併線の方が広い自治体が最も多かった。また組合立自治体間を分断して新たな自治体を設立している例もあり、市町村合併後の中学校の維持・管理の課題が各自自治体で生じていたといえる。

参考文献

- 1) 岡山県教育委員会：岡山県教育史 続編, pp260-276
- 2) 岡山県中学校長会：岡山県中学校 50年, pp10-350
- 3) 岡山県教育委員会：岡山県 教育要覧 1950, pp47-204
- 4) 牛島朗・中園真人：山口県における明治初期の戸長区と小学区の再編が町村合併に及ぼした影響, 日本建築学会計画系論文集 81巻 726号, pp. 1685-1694, 2016

* 山口大学工学部感性デザイン工学科 学部生
 ** 山口大学創成科学研究科 助教・博士(工学)
 *** 山口大学創成科学研究科 教授・工博

* Undergraduate, Dep. of KANSEI Design Eng., Faculty of Eng., Yamaguchi Univ.
 ** Assistant Professors, Graduate School of Sciences and Tec. for Innovation, Yamaguchi Univ., Dr.Eng.
 *** Professor, Graduate School of Sciences and Tec. for Innovation, Yamaguchi Univ., Dr.Eng.